

裁 決 書

審査請求人

特定非営利活動法人

ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角田 東一

横浜市港南区港南台9-30-31

処分庁

横浜市長

審査請求人が、平成31年2月26日に提起した「横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

本件審査請求を却下する。

2 事案の概要

横浜市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条及び第21条等の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2第1項）の変更（以下「本件整開保の方針変更」という。）及び栄上郷町地区地区計画（法第12条の4第1項第1号）の決定等を行い、これらについて、法第20条第1項及び第21条第2項の規定に基づき平成30年3月15日に告示した。

審査請求人は、本件整開保の方針変更が、人口フレームを無視し、国土交通省の第五次国土利用計画と不整合であり、公聴会等の多数意見を無視するものである等として、本件整開保の方針変更の修正を求めて審査請求をした。

なお、審査請求人は、本件整開保の方針変更があったことを知った日を、平成30年12月17日としている。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件整開保の方針変更のうち、4・(1)・①の「エ 住宅地」の項において、「人口減少社会の到来にあっても選択されうる住宅市街地の形成を進める」とあるのは、第五次国土利用計画で「調整区域の市街化区域編入は人口フレーム方式が基本である」とされていることに反して無効である。

- (2) 市素案説明会及び都市計画審議会における説明は、市街化調整区域に建設可能な教育施設や福祉施設などの公共施設を建設すれば、その後は市街化区域に編入するもので、市街化調整区域の本来の目的を骨抜きできる間違った考え方である。
- (3) 本件整開保の方針変更のうち、4・(1)の「④ 市街化調整区域の土地利用の方針」の項において、「土地利用の実態など地域の実情を踏まえ、必要に応じて適正な土地利用の実現に向けた都市計画制度の導入を図る。」、「新たな投資の喚起や民間活力を誘導した機能強化など、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図る必要がある。」、「地域の合意形成や事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて市街化区域へ編入する。」、「土地所有者等の合意形成や事業の実施が確実にになった際には、地域特性に応じた調整区域地区計画の適用を図る。」とあるのは、第五次国土利用計画に不整合である。
- (4) 本件整開保の方針変更は、都市計画の方針の見直しに関する都市計画公聴会及び線引き全市見直しに関する都市計画公聴会における多数意見を無視するもので、民主主義に反するものである。

4 理由

(1) 処分性について

本件審査請求は、審査請求に係る処分の内容として、「横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」としているところ、同方針を行政庁の処分と解し、審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第2条)を申し立てたものとみることができる。

ここで、審査請求の対象となる行政庁の処分とは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項における「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義と解されており、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されている(最判昭和39年10月29日・昭和37年(オ)第296号参照)。

法は、「都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるもの」とし(法第6条の2第1項)、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、「第1号に掲げる事項を定めるもの」とするとともに、第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めるもの」としている(同条第2項)。そして、同項第1号では、「次条第1項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針」、同項第2号では「都市計画の目標」、同項第3号では「第1号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」と規定している。

本件整開保の方針変更も、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画とされ(1ページ目)、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」及び「主要な都市計画の決定の方針」を定めているにすぎず、抽象的な目標・方針等を定めるにとどまる。そうすると、本件整開保の方針変更は、区域内の個人の権利義務に対して具体的な変動を与えるという法律上の効果を伴うものではなく、審査請求の対象となる処分には当たらないと解するのが相当である。

したがって、本件審査請求は、不適法である。

(2) 審査請求期間について

行審法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月…を経過したときは、することができない。」と規定する。この「処分があったことを知った日」とは、法における都市計画事業の認可のように、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、そのような告知方法が採られている趣旨にかんがみて、告示があった日をいうと解するのが相当であるとされている(最判平成14年10月24日・平成12年(行ヒ)第174号参照)。

本件整開保の方針変更は、法第21条第2項において準用する法第20条第1項に基づき、平成30年3月15日に告示されている。

したがって、本件審査請求は、審査請求期間を徒過して審査請求が申し立てられており、不適法である。

なお、行審法第18条第1項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りでない。」としており、処分があったことを知った日から3月を経過した後においても、「正当な理由」があるときは審査請求をすることができるとしている。この「正当な理由」について、処分等が告示等によってされたものの、当事者が通常では処分等を知る機会がなかった場合には、「正当な理由」を認めてよいと解されている。

審査請求人は、「施行期日記入されていなかった為、平成30年12月6日付で市長に問い合わせた結果平成30年12月17日付の回答で処分があったことを知りました。」として、「正当な理由」について、本件整開保の方針変更について一般の閲覧に供された関係図書に施行期日が記載されていなかったことを挙げている。しかし、法第20条第3項は「都市計画は、第1項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。」と規定していることから、都市計画決定の効力発生日は法文上明らかであり、関係図書に施行期の記載がないことは、「正当な理由」には当たらない。

(3) 結論

よって、本件審査請求は、その余の点について判断するまでもなく、不適法なものであるから、主文のとおり裁決する。

この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできず、また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年5月8日

横浜市長 林 文子



これは原本と相違ないことを証明する。

令和元年5月8日

横浜市長 林 文子



総法第59号
令和元年5月8日

特定非営利活動法人
ホテルのふるさと瀬上沢基金
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



審査請求に係る裁決書の送付について

平成31年2月26日になされた審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別添のとおり、裁決書の謄本を送付します。

総務局総務部法制課
担当：佐々木・島・堀口
電話：045-671-3926
FAX：045-664-5484
e-mail：so-gyohuku@city.yokohama.jp